

第三次指宿市環境基本計画 概要版

2026.4~2036.3



指宿市

第三次指宿市環境基本計画について

計画改定の趣旨

本市では、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成20(2008)年3月に「指宿市環境基本計画」を、平成28(2016)年3月には「第二次指宿市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

その後、脱炭素、生物多様性、資源循環を柱とする持続可能な社会への転換が国内外で加速し、国の環境政策も大きく進展しています。

こうした動向を踏まえ、本市では従来の分野別枠組みを横断し、官民連携の下で総合的な環境施策を推進するため、新たな環境基本計画を策定しました。

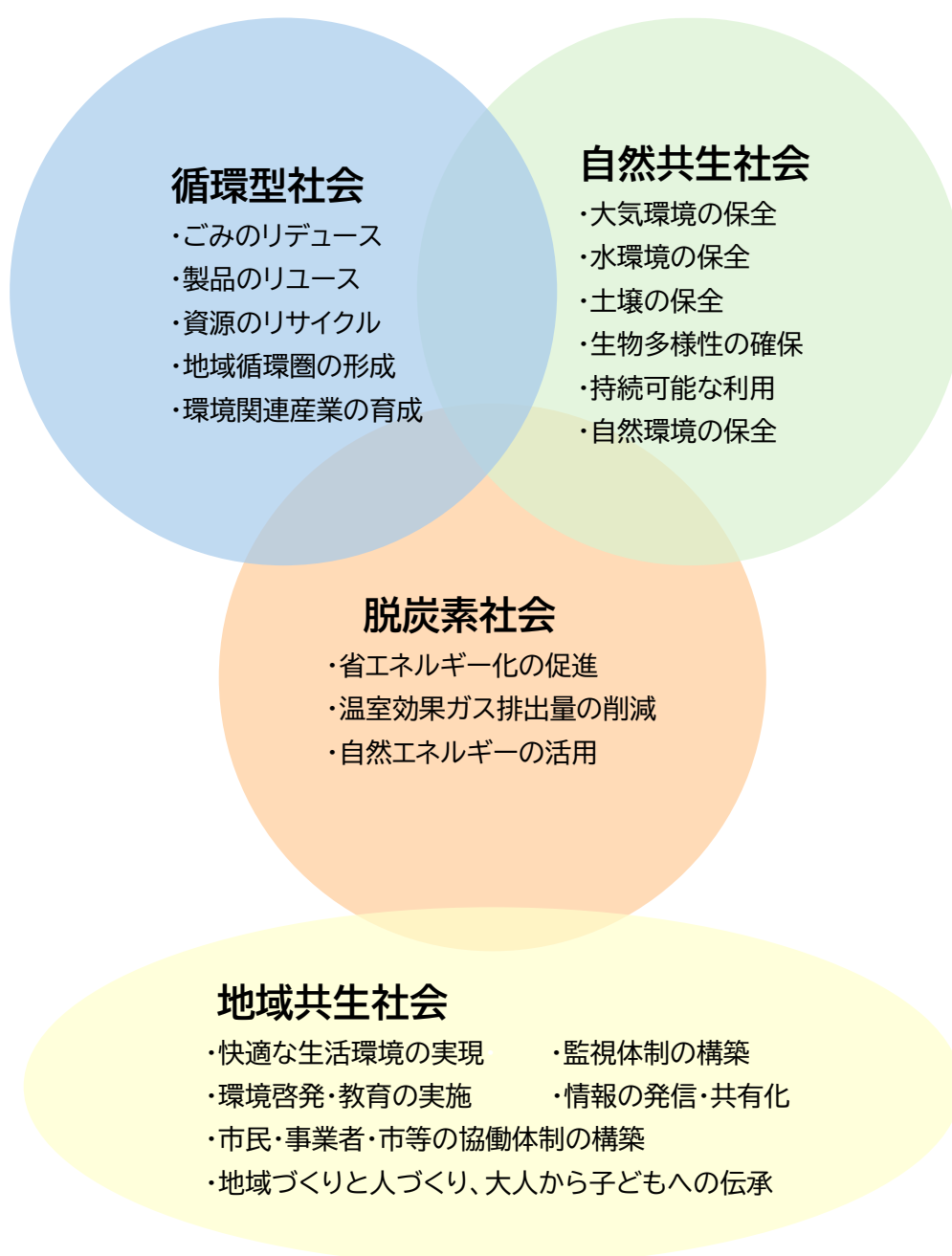
計画の対象地域

指宿市全域

計画の期間

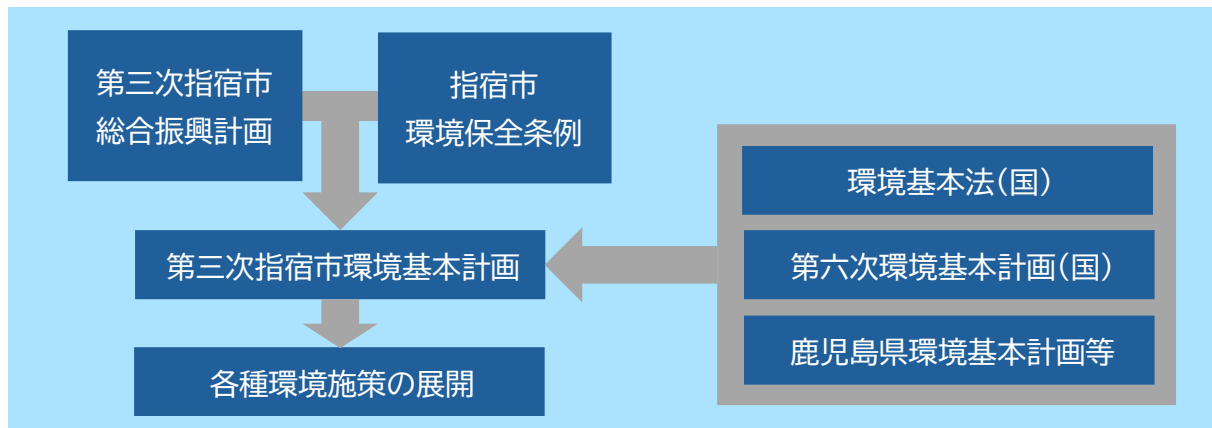
令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間

計画の対象範囲



計画の位置付け

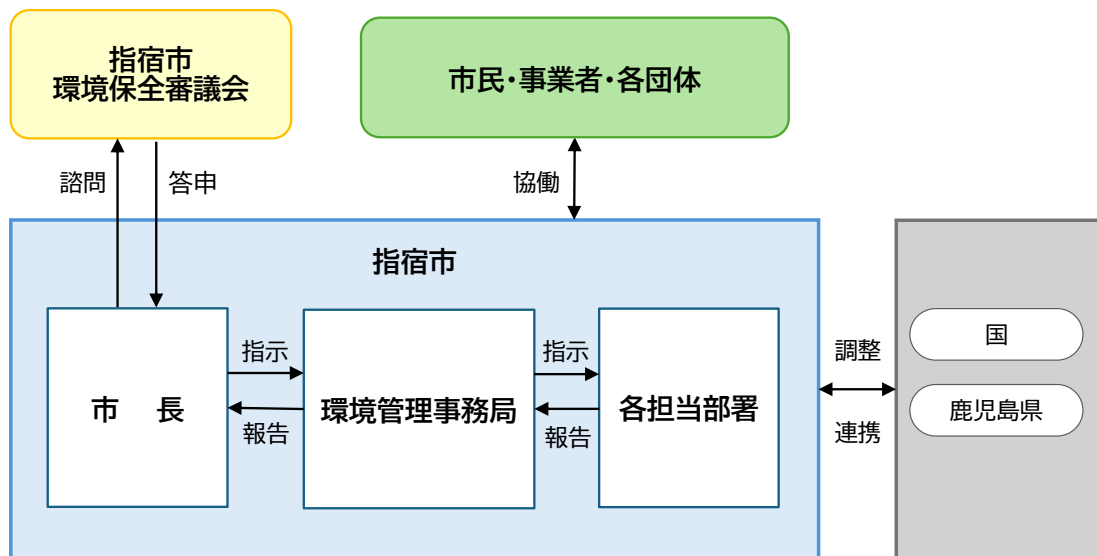
「第三次指宿市環境基本計画」は、国の「環境基本法」および「第六次環境基本計画」、県の「環境基本計画」等を踏まえ策定したものです。「第三次指宿市総合振興計画」および「指宿市環境保全条例」に沿った、本市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合的な計画です。



計画の推進体制・進捗管理

市民・事業者・市等が共通の認識の下、それぞれの役割と責任を担い、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、計画をより強力に推進する体制の構築を目指します。

また、環境基本計画の実効性を確保するため、実施状況を確認し、進捗状況を適切に管理の上、広く公表するとともに、改善すべき点が認められる場合には、柔軟に見直しを行いながら推進します。



望ましい環境像について

「第二次指宿市環境基本計画」で掲げた「みんなで作る」という理念を継承するとともに、国の「第六次環境基本計画」が示す「生活の質や幸福度、ウェルビーイングの向上」といった視点も踏まえ、より良い地域社会と環境が人々の幸せや地域の活力につながる持続可能なまちの姿を示すため、新たな環境像を次のとおり掲げます。

みんなで作る 生き生き暮らせる 持続可能なまち いぶすき



基本目標ごとの進捗指標・取り組み

上記の望ましい環境像を踏まえ、安全・安心な地域社会の確保と脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現に向け、市民・事業者・市等の協働の下で、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全されるまちを目指して、本計画では、次に掲げる5つの基本目標を定め、その実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

[基本目標 1] きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち

市内の自然環境と歴史・文化を次世代へ引き継ぐため、水環境の保全、生物多様性の確保、持続可能な産業振興、文化財の保存と活用を総合的に推進します。環境への負荷を抑えながら地域の魅力と活力を高め、自然・産業・文化が調和するまちづくりを推進します。

項目	現況	中間時(2030年度)	最終時(2035年度)
生活排水処理率	75.0%	86.0%	今後、設定します。
かごしまの農林水産物認証の推進	13品目/累計	13品目/累計	13品目/累計
時遊館COCCOはしむれを活用した体験イベント体験者数	—	対令和7(2025)年度比10%増	対令和7(2025)年度比10%増
2級河川の水質環境基準B類型達成率(BOD:3mg/L以下)	75%	100%	100%
中小河川の水質環境基準C類型達成率(BOD:5mg/L以下)	100%	100%	100%
IPM栽培オクラのJA共同販売普及率	52.3%	64.7%	今後、設定します。

1. 河川・湖沼・海域の水質保全

- 生活排水対策と水質保全に向けた啓発
- 浄化槽の適正管理と適正処理
- 池田湖・鰻池の水質環境保全と周辺環境整備の推進
- 河川・海域等の水質汚濁防止
- 水質調査の継続

3. 農林水産業の振興と持続可能な利用の推進

- 環境保全型農業の推進
- 森林の育成と適正管理
- 藻場の保全と造成
- 環境保護と地域活性化の両立

2. 生物多様性の保全

- 里地・里山の保全・管理
- 公園と緑の創出
- 野生生物の保護管理
- 外来生物対策の強化
- 生物多様性を支える仕組みの整備

4. 歴史文化資源の保全と活用

- 埋蔵文化財の調査・保存
- 有形文化財の調査・保存
- 文化財愛護意識の醸成に向けた啓発

[基本目標 2] 快適な環境の中で暮らし活動できるまち

市内の大気環境は良好な状態を維持していますが、今後も積極的な取り組みによって、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

項目	現況	中間時(2030年度)	最終時(2035年度)
空き家バンクを活用した移住件数	4件/年	5件/年	5件/年
市民アンケートによる生活環境の満足度	63.3%	—	82.5%

1. 生活環境の保全および環境負荷の低減

- 生活環境に係る測定・監視
- 大気汚染物質の排出抑制
- PM2.5・光化学オキシダントの注意報・警報等発令時の情報発信

3. 公害対策の推進

- 公害の監視・指導体制の強化
- 公害防止に向けた啓発

2. ダイオキシン類の発生抑制

- ダイオキシン類の測定・監視
- ダイオキシン類の発生抑制

[基本目標 3] ごみを減らす暮らしと資源の循環に取り組むまち

ごみの発生抑制(リデュース)を推進し、市民への分かりやすい普及啓発を強化します。その上で、リユース・リサイクルの取り組みを一層推進し、資源化の拡大と循環型社会の形成を図ります。

また、行政・関係機関の連携により、不法投棄の防止と健全な地域環境の確保を目指します。

項目	現況	中間時(2030年度)	最終時(2035年度)
分別対象品目の追加数	—	令和7(2025)年度 から+1品目	令和7(2025)年度 から+2品目
家庭ごみ排出量原単位	566g/人・日	500g/人・日	今後、設定します。
リサイクル率	11.0%	14.0%	今後、設定します。

1. ごみ減量化の推進

- ごみの発生抑制
- 紙類ごみの発生抑制と資源化の推進
- 生ごみの発生抑制と資源化の推進
- 指宿市環境衛生協力会との協働
- ごみ処理の適正な経費負担と処理体制の検討

3. 廃棄物の不法投棄禁止および処理

- 不法投棄およびごみ出しルール違反の監視
- 環境の整備
- 啓発活動の推進

2. ごみの再資源化・高度利用化の取り組み

- 分別収集の徹底
- 新たな分別収集品目の取り組み
- 分別に関する情報の提供
- 対象を明確にした情報提供の強化
- リユースに向けた啓発
- 環境教育を通じた意識啓発
- リサイクルプラザ整備の検討
- 廃食油回収の推進



[基本目標 4] ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みを進めるまち

ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、市民・事業者・市等が日常の中で環境配慮行動を実践できるまちを目指します。

さらに、交通システムの効率化や地域特性を反映したカーボンオフセット源の確保・導入など、社会システム全体を脱炭素型へ転換し、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた持続可能なまちづくりを推進します。

項目	現況	中間時 (2030年度)	最終時 (2035年度)
温室効果ガス排出量(産業部門)	38.5千 t-CO ₂	33.8千 t-CO ₂	今後、設定します。
温室効果ガス排出量(業務・その他部門)	54.5千 t-CO ₂	47.9千 t-CO ₂	今後、設定します。
温室効果ガス排出量(家庭部門)	54.1千 t-CO ₂	46.3千 t-CO ₂	今後、設定します。
温室効果ガス排出量(運輸部門)	65.0千 t-CO ₂	48.7千 t-CO ₂	今後、設定します。
温室効果ガス排出量(事務事業)	4,238.0t-CO ₂	4,130.4t-CO ₂	今後、設定します。
再生可能エネルギーの導入量	68.9MW	84.6MW	今後、設定します。
森林経営計画の作成面積	863ha	903ha	今後、設定します。

1. 省エネルギー化の推進

- ・ 産業部門に係る省エネルギー化の推進
- ・ 業務部門に係る省エネルギー化の推進
- ・ 家庭部門に係る省エネルギー化の推進
- ・ 運輸部門に係る省エネルギー化の推進

2. 再生可能エネルギーの導入拡大

- ・ 再生可能エネルギーの地産地消の推進
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

3. 脱炭素化に向けたまちづくり

- ・ 交通システムの脱炭素化
- ・ 環境の保全・各種環境価値の創出

[基本目標 5] 協働で環境保全へ取り組むまち

社会情勢や技術革新の進展により環境課題が多様化する中、一人ひとりが環境への理解を深め、自発的に行動できる体制づくりが重要です。そのため、子どもから大人まで誰もが学べる環境教育の充実と学びの場の整備を進め、市民・事業者・市等が協働して環境問題に取り組む仕組みを構築します。

項目	現況	中間時(2030年度)	最終時(2035年度)
こどもエコクラブの加入促進	1団体/累計	2団体/累計	2団体/累計
環境活動の連帯組織の数	5団体/累計	6団体/累計	8団体/累計
環境に関するイベントの開催	4回/年	5回/年	5回/年
市民アンケートによる保全行動の満足度 (満足・やや満足と答える人の割合)	40.5%	—	60.0%

1. 環境教育・学習の推進

- ・ 市民・事業者への環境教育の推進
- ・ 環境教育・学習を推進する人材の育成・活用
- ・ 脱炭素社会に向けた行動推進
- ・ 地域の自然や生き物の魅力発信の推進

2. 環境パートナーシップの構築

- ・ 協働体制の構築による環境問題の自分ごと化

3. 環境保全に係る情報の収集・提供

- ・ 環境情報の提供

重点施策

本市の目指す望ましい環境像「みんなでつくる 生き生き暮らせる 持続可能なまち いぶすき」の実現に向け、市民、事業者および市等の連携の下で、重点的かつ優先的に具体展開を図るべき主要な施策・事業を「重点施策」として位置付けることとします。

また、「重点施策」の推進においては、環境面だけでなく、経済や社会への便益につなげることを意識して取り組んでいきます。

重点施策1 河川・湖沼・海域の保全と観光資源としての活用推進

健全な水環境は、市民の生活を支える基盤であるとともに、池田湖や鰻池をはじめとする本市の自然環境や観光資源の価値を将来にわたり維持していくために不可欠です。このため、水質の管理や環境整備を継続的に進めていく必要があります。

そこで、水質の保全・管理と良好な景観の形成を一体的に進めるとともに、観光とも連動した水環境の保全・活用に取り組みます。



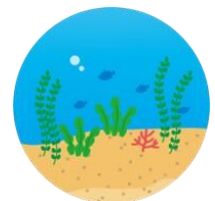
》》》取り組みの効果

環境	水質汚濁の抑制と継続的な水質管理による健全な水環境の保全、生態系や景観の維持・向上
経済	自然環境や農水産業を生かした観光の魅力向上による来訪者の増加、地域経済の活性化
社会	市民や事業者の憩いと交流の場の創出による地域の魅力向上と暮らしの質の向上
市域への広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 水環境の保全や美化活動への市民・事業者の参画の拡大 ● 自然環境と調和した観光・農水産業の取り組みの市域への展開 ● 環境配慮行動の定着による地域全体の環境意識の向上

重点施策2 農林水産業を通じた環境の保全と活用

本市の農林水産業は、生物多様性の保全や良好な自然環境の維持に重要な役割を担っています。また、環境に配慮した生産活動や、森林・藻場などの自然資源を適切に管理・活用していくことが、環境保全と産業振興の両立につながります。

そこで、生物多様性に配慮した農林水産業の取り組みや、森林・藻場の保全・造成を進めるとともに、観光や環境教育との連携を図ります。



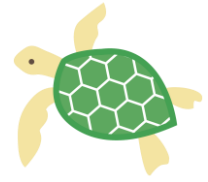
》》》取り組みの効果

環境	生物多様性の保全や森林・藻場の適切な管理による自然環境の維持・向上、二酸化炭素(CO ₂)吸収機能の確保
経済	環境配慮型農林水産業の推進やカーボンクレジットの活用による地域産業の活性化
社会	環境に配慮した農林水産業への理解の深化、観光や環境教育を通じた市民・来訪者の意識向上
市域への広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型農林水産業の市域全体への定着 ● 森林・藻場の保全・造成の取り組みの多主体への展開 ● 環境配慮の取り組みを通じた地域資源への理解と関心の向上

重点施策3 生物多様性保全活動の拡大

生物多様性の損失が世界的な課題となる中、身近な自然環境を守り、育てていく取り組みを地域全体で進めていくことが必要です。また、公園や里地・里山などの身近な自然を生かした取り組みは、市民の自然への理解と関わりを深めることにもつながります。

そこで、本市における生態系の保全と自然との共生を図る取り組みを推進します。



》》》 取り組みの効果

環境	在来植物の活用や里地・里山の保全・創出による生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成
経済	自然環境の保全・管理を通じた事業機会の創出、自然資源を生かした観光等による地域経済の活性化
社会	市民の自然への理解と関わりの深化、保全活動等を通じた地域のつながりの形成
市域への 広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性に配慮した緑地管理手法の本市への展開 ● 里地・里山の保全活動やモニタリングの取り組みの地域全体への波及 ● 自然共生サイト等の取り組みを通じた民有地を含む生物多様性の保全拡大

重点施策4 市民・事業者による省エネ行動のさらなる推進

エネルギー価格の高騰や災害時のリスク増大を踏まえると、省エネは「環境のため」だけでなく、家計・経営の安定、地域のレジリエンス向上にもつながる重要な取り組みです。

本市は、市民・事業者が日常生活や事業活動の中で取り組みやすい省エネ行動を促進し、地域全体で取り組む“身近な脱炭素”を広げていきます。



》》》 取り組みの効果

環境	家庭・事業所・工場のエネルギー使用量の削減による温室効果ガス排出量の抑制、ICT等を活用したスマート化によるエネルギー利用の最適化
経済	光熱費の削減による家計・事業者負担の軽減、省エネ関連設備の更新需要による地域事業者の活性化、生産効率向上やコスト削減を通じた経営改善の促進
社会	市民・事業者の省エネ行動の定着による脱炭素社会への意識向上、快適性や利便性の高い省エネ型ライフスタイルの普及による市民生活の質の向上
市域への 広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・事業所での省エネ効果の共有による取り組み意欲の喚起と地域全体への行動拡大 ● 快適性向上や光熱費削減の実感による省エネ行動の定着による持続可能性の向上

重点施策5 ごみを減らすための5Rの推進

本市では、これまでも市民や事業者に対する5Rの啓発や行動促進に取り組み、市内で排出されるごみの減量とリサイクルを推進してきましたが、今後は、プラスチックごみ削減や食品ロス削減等の新たな課題に一層具体的に取り組んでいく必要があります。

そこで、市内飲食店や食料品店等と連携した食品ロス削減の普及啓発など、新たな施策・取り組みを検討し、ごみの減量とリサイクルの取り組みを強化していきます。



》》》取り組みの効果

環境	ごみ排出量の削減およびリサイクル・リユースの促進による最終処分量の抑制、食品ロス削減やプラスチックごみ削減を通じた資源消費量の低減、焼却処理量の削減
経済	食品ロス削減やリユースの推進による事業者のコスト削減、リサイクル・リユース関連事業の活性化による地域内経済循環の促進、ごみ処理・処分に係る行政コストの抑制
社会	市民・事業者の環境配慮行動の定着による循環型社会への意識向上、官民連携の強化による地域全体での課題解決の促進、持続可能な生活様式の普及による市民生活の質の向上
市域への 広がり	<ul style="list-style-type: none">● 家庭・事業所における5Rの実践定着と行動変容の促進● 発生抑制・リユースを重視した資源循環の拡大

計画の本編は、市のホームページに掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

🔍 第三次指宿市環境基本計画



第三次指宿市環境基本計画 概要版

発行元 指宿市役所 市民福祉部 環境政策課 環境衛生係

〒891-0497

指宿市十町2424番地

TEL 0993-22-2111(内線2241、2242)

発行 令和8(2026)年 3月